

京都市ふるさと納税基金条例（平成21年3月6日京都市条例第36号）（理財局  
財務部主計課）

ふるさと納税寄付金として本市が受納する寄付金を、次に掲げる事項等を目的とする事業の実施等に必要な財源に充てるため、京都市ふるさと納税基金条例を設置することとしました。

- 1 文化財の保存並びに伝統的な文化及び芸能の継承及び発展
- 2 本市固有の趣のある景観の保全
- 3 地球温暖化の防止

この条例は、平成21年3月6日から施行することとしました。

京都市ふるさと納税基金条例を公布する。

平成21年3月6日

京都市長 門川大作

京都市条例第36号

京都市ふるさと納税基金条例

(設置の目的)

第1条 ふるさと納税寄付金（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）により設けられた個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄付金控除制度を活用して本市への貢献を促進するために本市が設けた寄付金制度に基づき、寄付を受けた寄付金をいう。以下同じ。）を次に掲げる事項を目的とする事業の実施及び当該事業に係る公債の償還（以下「事業の実施等」という。）に必要な財源に充てるため、京都市ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 文化財の保存並びに伝統的な文化及び芸能の継承及び発展
- (2) 本市固有の趣のある景観の保全
- (3) 地球温暖化の防止
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その寄付をした者が特に指定する事項で、市長が  
適当と認めるもの

(積立て)

第2条 ふるさと納税寄付金は、他の条例の規定にかかわらず、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業の実施等に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理財局財務部主計課)